

栄町農業ふれあいセンター 利用のてびき

この「利用のてびき」は、利用者の皆さんが気持ちよく野菜作りができ、楽しい農園ライフを過ごしていただけるように作成しております。内容をよくお読みの上、記載されているルールを必ず守って利用してください。すべての項目に共通していることは、「他の利用者や農園の近隣に迷惑をかけない」で利用していただくことです。

1 区画を使用できる方

- (1) 栄町の区域内に住所がある者
- (2) 栄町の区域内に事務所又は事業所に勤務する者
(栄町農業ふれあいセンター使用許可申請書を申請していただき栄町農業ふれあいセンター使用許可通知書を通知された方になります)

2 使用期間・使用日・使用時間

- (1) 使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間になります。(平成26年度は、7月1日から3月31日までです)
- (2) 各施設の使用日と使用時間
 - ・農園・屋外の休憩施設及び管理棟内のトイレは、毎日使用でき使用時間は終日です。
 - ・管理棟は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日の休日にご利用いただけます。(ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます) 使用できる時間は、午前8時30分から午後5時までです。
 - ・子ども広場は、毎日使用でき使用時間は、午前8時30分から午後5時までです。

3 使用区画

- (1) 栄町農業ふれあいセンター使用許可通知書を受けた区画の内側で耕作してください。
- (2) 通路や隣接する区画との間には、維持管理に必要なスペースを設けています。区画を示した杭やロープの範囲内での耕作をお願いします。
- (3) 種まきや苗の植え付けのとき、その後の成長を計算して、区画をはみ出さないようにしてください。
- (4) 利用者同士で区画を交換することはできません。(必ず、産業課までご連絡下さい)

4 農具

利用者の方は、農具を共用で使用することができます。この場合は、以下

の点を守って大切に使ってください。

- (1) 数に限りがあるので譲り合って使ってください。
- (2) 農園の外に持ち出さないでください。
- (3) 使用後は、先に土を落としてから水洗いして農具庫に戻してください。(土がついたまま洗うと下水が詰まってしまいます。
※個人の農具を含む私物を共用農具庫に入れることはできません。

5 水道

節水にご協力ください。また農園利用以外の目的で使用することを禁止します。(井戸水です。飲料には適していませんのでご注意ください。)

※水のやりすぎは根の生長に悪い影響を及ぼすことがあります。農園には植木鉢やプランターとは違い、大地の保水力があります。

6 耕作のしかた

- (1) 産業課には園芸の専門家いません。栽培についてのお問合せにはお応えすることができませんが、定期的に栽培講習会や農業者との交流会等を開催しますので、ご参加をお願いします。
- (2) 果樹その他の多年生の農作物など農園に適しない植物以外に禁止作物はありません。ただし、支柱を組んで野菜を栽培したり、トウモロコシなどのように背丈が高くなる植物を栽培するときは、隣接する区画が日陰にならないよう、区画の中央に寄せる、または隣接境界線から30cm程度は空けるなどの配慮をしてください。また、地上2m以上の高さの支柱を使用することはご遠慮ください。周りの迷惑になっていると判断した場合は、収穫前であっても撤去していただくことがありますのでご注意ください。
- (3) 肥料等を使用するときは、異臭が生じないように注意してください。なお、国が設定した放射性セシウムの暫定許容値「400ベクレル/kg」を下回っていることが確認できない堆肥等は、畑に使用することができません。したがって、農園内で堆肥を作ることは禁止します。
堆肥を使用する場合は、市販されている堆肥をお使いください。
- (4) 農薬の使用は、野菜に適用するものとし、仕様基準濃度を必ず守り最小限にとどめ、使用する際は風がないこと、周囲に人がいないことを確認してください。
- (5) 除草剤の使用は禁止します。

7 農園をきれいに保つために

- (1) 自分の区画および周辺の通路に生えた雑草はすみやかに抜いてください。雑草を繁茂させると、種子が飛んだり、虫がわくなど自分の区画だけではなく周りの利用者の迷惑となります。特に夏場は頻繁に除草してくだ

さい。

- (2) 利用期間中に発生した野菜くずなどのゴミは、自宅に持ち帰って適切に処分してください。区画や周辺に放置しないようにしてください。
※園内に残菜置場もありますが、ゴミの減量化にご協力をお願いします。
- (3) 家庭ゴミ（生ゴミ）の持ち込みは、ネズミなどが農園に集まる原因になるため禁止します。
- (4) 農園内の空きスペースや通路に、個人の農具、園芸資材や耕作に関係ない椅子、机などの私物を放置しないでください。
- (5) 刃物等、鋭利なものは区画内に置かず、必ず持ち帰ってください。
- (6) 区画を仕切るために、ビニールひもを使用しないでください。劣化し、土に混入すると取り除けなくなってしまいます。

8 管理棟の利用

管理棟は、農園使用者が使うことができる施設です。休憩コーナーなどがあります。利用に際しては、次の事項に留意してください。

- (1) 利用者どうしでゆずりあって使用すること。
- (2) 使用時間（午前8時30分から午後5時まで）を守ること。
- (3) 管理棟内は、終日禁煙であること。
- (4) 利用終了後は、清掃してゴミは持ち帰ること。
※ガスの元栓・空調の電源・戸締り・消灯等の確認にご協力をお願いします。
- (5) 私物（飲食物を含む）を置かないこと。
- (6) 大声で騒ぐなど、他の使用者に迷惑をかけないこと。

9 防犯対策

農園入口に門扉がありますので、最初に来た方が開場し、最後に帰る方が閉場してください。（一般の方が利用時間中に農園内を見学することは自由です。）

夜間の不法侵入対策など防犯上の理由で、トイレの入口にダイヤル錠を取り付けます。農園入口同様に、最初に来た方が開錠し、最後にでる方が施錠してください。

- (1) ダイヤル錠の番号は普段は大きくずらし、部外者に正しい番号がわからないようにしてください。
- (2) ダイヤル錠の番号を他人に教えることを禁止します。

10 禁止行為等

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害すること。
- (2) 農園施設を損傷または汚損すること。

- (3) 営利を目的として施設を使用すること。
- (4) 農園内の土地の形質を変更したり、建物や工作物を設置すること。
- (5) 広告物を掲示し、または配布すること。
- (6) 指定場所以外の場所で喫煙または火気の使用すること。
- (7) その他ふれあいセンターの管理に支障のある行為。

11 その他の注意事項

- (1) 使用期間が終了するとき、または利用辞退するときは、区画をきれいに片付け、もとの状態に戻してください。また、利用期間の終了前および辞退の際に発生した野菜くずや雑草は、土の中に埋めると次の利用者に影響があるため、すべてお持ち帰りください。
- (2) 自動車は、農園内の駐車場に置き、通路や周辺の道路には置かないでください。
- (3) 他の利用者に迷惑になるような騒音・振動・悪臭等を出さないようご注意ください。
- (4) 農園の施設等に損害を与えた場合は、賠償していただく場合があります。
- (5) 町は、使用許可の取消しや天災、病害虫等により生じた工作物等の損害、及び事故等に対して責任を負いません。また、工作物等の盗難についても責任を負いません。
- (6) 指定場所で喫煙する場合、受動喫煙の点からも、まわりの利用者への配慮をお願いします。また、吸い殻は必ずお持ち帰りください。

12 住所変更等の手続き

住所や電話番号等に変更があった場合は、すみやかに産業課へご連絡ください。

13 使用の辞退

町外転出のほか、都合により使用を辞退する場合は次の手続きをとってください。

- (1) 使用の許可を受ける前・・・申込者本人が産業課に申し出てください。
- (2) 使用の許可を受けた後・・・使用している区画をきれいに片付けてから、申込者本人が産業課に申し出てください。辞退届を送付しますので、必要事項を記入して返送してください。

14 使用料の返還

一度納付した使用料は、つぎの場合以外にはお返しできません。

- (1) 休廃園など町の都合で区画の全部を使用できなくなった場合は、使用料を返還します。
- (2) 使用者の方が転出を余儀なくされた場合は、辞退届といっしょに使用料返還申請書を提出することにより辞退日の翌月分からの使用料を返還し

ます。

15 使用許可の取消し

農園は、「栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」、「栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則」、「栄町農業ふれあいセンター 利用のてびき」に基づいて、管理運営をしています。ご使用にあたっては、ルールを遵守してください。以下の場合には使用期間中であっても使用許可を取消す場合があります。

- (1) 営利を目的として使用していると認められたとき。
- (2) 他人名義での使用や使用許可を受けていない方による耕作など不正な方法で農園を使用していたとき。
- (3) 使用料を納付期限までに納付しないとき。
- (4) 理由にかかわらず、長期間耕作しないとき。
- (5) 「栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」、「栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則」、「栄町農業ふれあいセンター 利用のてびき」に記載されている事柄、その他町の指示にしたがわなかったとき。

問合せ先 栄町産業課産業推進班

270-1592 栄町安食台1-2

電話 0476-33-7713 (直通)

FAX 0476-33-7720

e-mail sangyou@town.sakae.chiba.jp